

議会議案第 1 号

奈良市情報公開条例の一部改正について

奈良市情報公開条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 3 年 3 月 2 日提出

提出者

奈良市議会議員 三 橋 和 史

賛成者

奈良市議会議員 林 政 行

同 中 西 吉 日 出

同 松 下 幸 治

## 奈良市情報公開条例の一部を改正する条例

奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第21条第4項中「うちから」の次に「、議会の同意を得て」を加える。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の奈良市情報公開条例（以下「旧条例」という。）の規定により委嘱された奈良市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、それぞれこの条例による改正後の奈良市情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

3 前項の規定により委嘱されたものとみなされる委員の任期は、新条例第21条第5項の規定にかかわらず、旧条例の規定により委嘱された審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（提案理由）

奈良市情報公開審査会の委員の委嘱に議会の同意が必要となるよう、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市情報公開条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(情報公開審査会)</p> <p>第21条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 委員は、優れた識見を有する者のうちから _____、市長が委嘱する。</p> <p>5～7 略</p>	<p>(情報公開審査会)</p> <p>第21条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、<u>議会の同意を得て</u>、市長が委嘱する。</p> <p>5～7 略</p>